

あなたも、もうすぐ「裁判員」

あなたの声が
社会を変える力になります

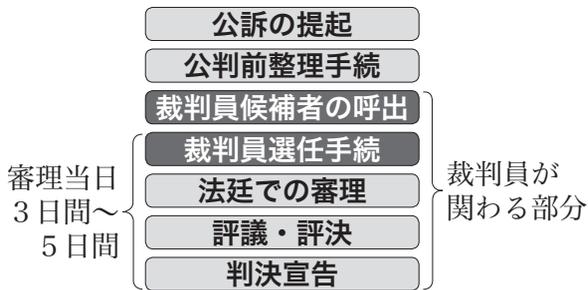


裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加していただき、裁判官とともに、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを決めていただく制度です。

裁判員は、毎年作成される裁判員候補者名簿の中から、事件ごとにくじ及び裁判所における選任手続を経て選ばれます。裁判員は、原則として辞退することはできませんが、国民の皆さんの負担が過重とならないように一定の範囲で辞退事由も定められています。

皆さんの経験やお考えを司法に反映させるために、裁判員制度をご理解いただき、ぜひご協力いただけるようお願いいたします。

裁判員に参加いただく刑事手続の流れ



問合せ さいたま地方裁判所 刑事^{さいとう}訟^{しゅう}廷^{てい}事務室
☎048-863-4111 内線2351

●裁判所ホームページ
<http://www.saibanin.courts.go.jp>

▶ 皆野町議会議員一般選挙 ◀

告示日 2月12日(火)
投開票日 2月17日(日)



任期満了に伴う町議会議員一般選挙が行われます。貴重な一票を大切にみんなで投票しましょう。選挙が明るく正しく行われるよう有権者の皆さんのご協力をお願いします。

選挙すべき議員の数

12人

立候補できるかた

日本国民で、昭和58年2月18日までに生まれ、平成19年11月11日までに皆野町の住民基本台帳に登録され、引き続き選挙期日(投票日)まで皆野町に住所を有し、選挙人名簿に登録され、失権などの欠格事項に該当しないかたです。

立候補の届出

- ・日 時 2月12日(火) 午前8時30分～午後5時
- ・場 所 役場201会議室(2階)

立候補予定者説明会

- ・日 時 1月15日(火) 午後1時30分
- ・場 所 文化会館A会議室(3階)

※会場の都合により、出席人員は立候補予定者1人につき、本人を含めて3人以内となりますのでご協力ください。

問合せ

選挙管理委員会(総務課内) ☎62-1230 内線202

年金の種類

第1号被保険者 農業者、自営業者、学生など
第2号被保険者 会社員、公務員(厚生年金や共済組合に加入しているかた)
第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者

保険料の納付方法

- ①納付書
- ②口座振替
- ③インターネット などがあります。

また、前もって保険料を納めると、保険料が割引となる前納制度もあります。

障害年金・遺族年金

公的年金の保障は老後だけではなくありません。加入中に事故や病気で障害が残った場合は、障害年金が支給されます。また、被保険者のかたが亡くなった場合は、遺族のかたに遺族基礎年金や死亡一時金が支給される制度もあります。

問合せ
秩父社会保険事務所
☎22-4425
住民福祉課国保年金係
☎62-11230 内線102

20歳になったら 国民年金

国民年金は、老後を迎えたときの所得保障の柱として、全員が年金を受けられるようにとつくられた公的年金制度です。
国籍・職業を問わず、日本に住む20歳から60歳までの全員が加入することになっています。